

## 第8号議案

芦屋市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和8年2月17日提出

芦屋市長 高島 峻輔

### 提案理由

入団要件及び分限規定を緩和することにより消防団員を確保するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第　　号

芦屋市消防団条例の一部を改正する条例

芦屋市消防団条例(昭和28年芦屋市条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(任命) 第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は、団長が、次に掲げる要件を満たす者のうちから市長の承認を得て、これを任命する。 (1) 市内に住所を有し、又は市内の事務所若しくは事業所に勤務する者で年齢18歳以上のもの (2) (略) 2 (略) (分限) 第4条の2 (略) 2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。 (1) 市内に住所を有しなくなったとき <u>かつ</u> 市内の事務所又は事	(任命) 第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は、団長が、次に掲げる要件を満たす者のうちから市長の承認を得て、これを任命する。 (1) 市内に住所を有し、又は市内の事務所若しくは事業所に勤務する者で年齢18歳以上 <u>50歳未満</u> のもの (2) (略) 2 (略) (分限) 第4条の2 (略) 2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。 (1) 市内に住所を有しなくなったとき、 <u>又は</u> 市内の事務所若しく

改正後	改正前
業所に勤務しなくなったとき。 <u>ただし、団長が職務の遂行に支障がないと認めた場合は、この限りではない。</u>	は事業所に勤務しなくなったとき。
(2) (略) <u>(退職)</u>	(2) (略)
第5条 (略)	第5条 (略)
別表第2 ( <u>第13条関係</u> )	別表第2 ( <u>第14条関係</u> )
(略)	(略)

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市消防団条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

入団要件及び分限規定を緩和することにより消防団員を確保するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

- (1) 入団要件の緩和により消防団員の確保促進を図るため、年齢上限を廃止する。  
(第3条関係)
- (2) 経験と技術を有している消防団員を確保するため、分限規定を緩和し、市内に住所を有さず、かつ市内の事務所等に勤務しなくなった場合であっても、団長が職務の遂行に支障がないと認めたときは、職を失わないこととする。  
(第4条の2関係)
- (3) その他規定の整理

#### 3 施行期日

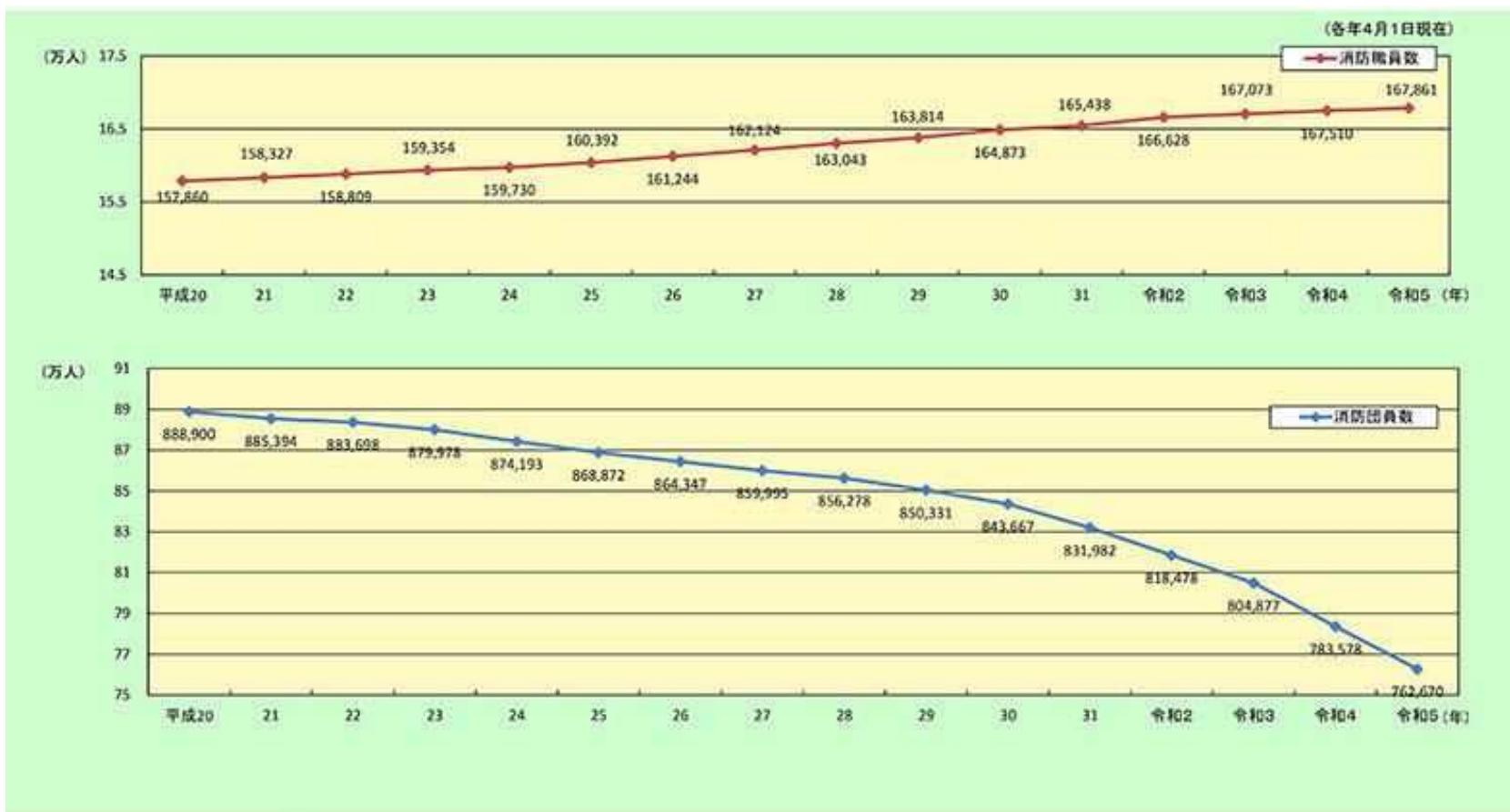
令和8年4月1日

## 消防職団員数の推移

(総務省消防庁HPより抜粋)

※消防防災・震災対策現況調査により作成

本調査は、消防庁が発行する「消防白書」、「地方防災行政の現況」等の基礎資料とされているもの。



(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の消防職員数及び消防団員数については、前年数値(平成22年4月1日現在)により集計している。

3 東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値(平成22年4月1日現在)により集計している。